

はじめに

「手間いらず 自動」使用許諾規約（以下、本規約）といいます）は、手間いらず株式会社（以下、「甲」といいます）が提供する予約サイトコントローラー「手間いらず 自動」（以下、「ASP」といいます）をご利用になるお客様（以下、「乙」）との間の権利義務関係を定めるものです。

第 1 条（申込と承諾）

1. 乙は、ASP の利用を申込むにあたり、本規約に同意の上、甲所定の書式に必要事項を記入および記名押印し、または甲指定のお申込フォームに必要事項を入力し（これらを総称して「ご利用申込書」といいます）、甲の指定する方法により申込みを行うものとします。なお、申込み時において甲が必要と判断した資料を提出していただく場合があります。
2. 甲がご利用申込書等を確認し、当該申込書に基づく ASP の利用申込みを承諾した場合、ご利用申込書に記載された乙のメールアドレスへ、第 15 条に定める ID 及びパスワードを通知する事で、甲乙間の本規約及び当該ご利用申込書に基づく契約（以下、「本契約」といいます）が成立するものとします。
3. ASP の利用申込みは、必ず本契約を締結する権限を有する者が行わなければならないと、本契約を締結する正当な権限を有しない乙の役職員その他第三者の代理による申込みは認められないものとします。乙は、本申込みが本契約を締結する権限を有する者によって行われていることを確認し、保証します。
4. 甲は、乙が以下に定める事由のいずれかに該当すると判断した場合、利用申込みに対して承諾しないこと、承諾を取消しすることができるものとします。甲はこれについて一切の責任を負わず、また承諾しない理由もしくは承諾を取り消す理由を乙に説明する義務を負わないものとします。
 - a. 本規約等に違反する行為を行うおそれがある場合又は過去に違反した事実が判明した場合
 - b. 利用申込み時に甲に提供された情報に、虚偽の記載や記載漏れがあった場合
 - c. 利用申込みをしようとする企業・団体等が実在しないか、又は実体的な活動を行っていない場合
 - d. 乙が規約違反等により甲が運営するサービス等（ASP を含みますが、これに限られません）の利用を停止されたことがある場合
 - e. その他甲が不適切と判断した場合
5. 甲乙間で現在締結中の使用許諾契約（以下、「前契約」といいます）が存在する場合であって、乙が前契約の解約を行う日と同日に、本条第 1 項に定める申込みを行う場合は、本条第 1 項に定める申込みの課金開始日から前契約の満了日までにかかる前契約の利用料金は発生しないものとします。

第 2 条（本サービスの内容）

1. ASP は、在庫管理の自動化と販売機会拡大を図るために、複数の宿泊予約サイトの一元管理を可能にする、宿泊施設のための予約サイトコントローラーです。
2. 甲は、乙が ASP を利用することに関し、顧客からの問合せ数の向上、予約の成約数・成約率の向上、管理コストの削減、その他一切の結果の発生、向上、改善等を保証するものではありません。
3. ASP には、付随するオプション機能がありますが、オプション機能の利用には、乙による申込及びオプション利用料の支払いが必要です。ASP 利用開始後でも、乙は追加でオプション機能を申し込み、使用を開始することができます。オプション機能の内容及び料金等は、当社が別途定めるとおりとします。
4. 甲は、乙の ASP 使用開始にあたり、ASP の導入支援を行います。実作業は乙が自らの責任において行うものとします。
5. ASP の適切な運用のため、乙の送受信データ等、本サービスの利用状況等を確認することがあります。乙は、これに予め同意するものとします。
6. ASP によって得られる情報の内容及び期間については、甲が任意に定めることができるものとし、乙は、これに異議を述べることはできません。
7. 乙による ASP 利用によって得た情報及びデータは、当月期を含む直近の 24 ヶ月期分を保存します。但し、これらの情報が消失しても甲は何ら責任を負わないものとします。

第 3 条（使用権許諾）

甲は、本契約を締結した乙に対して、日本国内において、ASP を使用することができる譲渡不能かつ非独占的な権利を許諾します。

第 4 条（権利）

ASP の著作権、使用許諾権、及びこれに類する諸権利は、甲に帰属します。また、ASP の複製物についての諸権利も甲に帰属します。また乙は、甲の ASP のリバースエンジニアリング、リバースアセンブラ、第三者への譲渡、供与、貸与、再販売その他、これらに準ずる行為を行うことはできません。

第 5 条（料金）

1. ASP の利用料金は、別紙の料金表に定めるとおりとします。
2. 乙は、利用料金の他、当該料金に対して課される消費税相当額を加算した額を甲に支払うものとします。
3. 甲は、本条第 1 項の料金表を改定することができるものとします。

第 6 条（総部屋数の申告）

「ご利用申込書」にある「施設総部屋数」欄にて乙が申告した部屋数に誤り又は変更があった場合、乙は速やかに甲へ申告するものとします。

第 7 条（支払期限及び方法）

1. 乙は、甲からの請求に基づいて、ご利用申込書記載の支払方法にて支払うものとします。
2. 乙が、ご利用申込書に定める期限までに支払いを行わなかった場合、乙は、当該期限の翌日から完済日まで年利 14.5%の遅延損害金を甲に支払うものとします。
3. 甲は、乙がご利用申込書に定める支払いを期限までに行わなかった場合、ASP を停止できるものとします。なお、停止期間中においても、月額基本利用料、データ処理料及びオプション利用料は発生します。
4. 乙が、利用料金を銀行振込にて支払う場合にかかる振込手数料は、乙の負担となります。また、口座振替にてお支払い頂いている場合で、資金不足等何らかの理由で引き落としができず、やむを得ず銀行振込にてお支払い頂く場合においても、振込手数料は乙の負担となります。

第 8 条（担保責任）

甲は、乙が ASP を利用する上で、プログラム上の瑕疵、バグ、エラー、脱落、欠陥、不一致やその他の原因により、ご利用いただいたこと、又はご利用できなかったことにより乙に生じた直接的、派生的、付随的又は間接的損害（営業上の損害、業務の中断、営業情報の喪失などによる損害を含む）については、甲の過失の有無にかかわらず、一切の責を負わないものとします。

第 9 条（免責事項）

1. 甲は、本契約に定める義務を円滑に遂行するため、ASP 及び業務の遂行に必要なサービス設備を随時、任意に一時停止し保守管理を行うことができるものとします。
2. 甲は、本業務遂行の為にサービス設備に障害が生じたことを知ったときには、当該設備の運用を一時停止し、速やかにその修理又は復旧をすることができるものとします。
3. 本条第 1 項及び第 2 項に定める事由に起因する損害が発生しても、甲は、乙に対してその責を負わないものとします。

第 10 条（保守サービス）

甲は、本契約期間中に ASP に性能的障害が発生した際に、甲が修理可能と判断した場合は、可能な限り速やかに無償で ASP を修理するものとします。

第 11 条（期間及び終了）

1. 本契約の課金開始は、第 15 条の I D が納品された日の翌月初日からといたします。但し、I D の納品日が、その月の初日の場合には、当月から課金するものとします。
2. 本契約は課金開始月の初日から起算して 1 年を経過する日に終了するものとします。
3. 期間満了の 1 か月前までに甲又は乙のいずれかにより本契約を更新しない旨の書面による意思表示がない限り、同一の条件をもって引き続き 1 年間自動更新し、以後も同様とします。
4. 本条第 2 項の規定により本契約の効力が終了したときは、乙の ASP に関する権限は消滅し、以後乙は ASP に対する一切の権限を有さないものとします。この場合、乙は許諾プログラム及びその複製物の全てを、甲の指示に従い、廃棄するものとします。
5. 乙は、本契約第 19 条に定める場合を除き、課金開始月の初日又は本条第 3 項の規定による更新をした日から 1 年間を経過する日までは、本契約を解約できないものとします。
6. 乙は、課金開始月の初日又は本条第 3 項の規定による更新をした日から 1 年間を経過する前に本契約を解約する場合、ASP の利用状況にかかわらず、甲は、残りの期間（月数）分の月額基本利用料にデータ処理料を加算のうえ請求し、乙は、契約終了日の翌月末日までに一括で支払うものとします。なお、この場合のデータ処理料は、契約終了日以前に ASP を経由して成立し、契約終了後にチェックアウト日を迎える予約代金合計額（予約金額の総額）の 70% 相当額を対象に計算するものとします。本項に定めるデータ処理料を甲が受領した後に対象の予約がキャンセルとなった場合においても、甲は受領済みのデータ処理料を乙へ返還することはいたしません。
7. 本契約成立後課金開始前に解約する場合には、乙は月額基本利用料の 12 か月分を、解約の申し出をした月の翌月末日までに一括して甲へ支払うものとします。
8. 期間満了時に本契約を解約する場合、甲は、契約満了月の月額基本利用料にデータ処理料を加算のうえ請求し、乙は、契約終了日の翌月末日までに一括で支払うものとします。なお、この場合のデータ処理料は、契約終了日以前に ASP を経由して成立し、契約終了後にチェックアウト日を迎える予約代金合計額（予約金額の総額）の 70% 相当額を対象に計算するものとします。本項に定めるデータ処理料を甲が受領した後に対象の予約がキャンセルとなった場合においても、甲は受領済みのデータ処理料を乙へ返還することはいたしません。
9. 救済措置として、解約の理由が閉館の場合、以下を条件に本条第 5 項、第 6 項および第 7 項は適用しないものとします。なお、乙が施設を他人・他社に譲渡される場合、本項の閉館には該当しません。
 - a. 利用終了月（解約月）末日までに契約解約通知書を提出すること
 - b. 契約解約通知書に、「施設情報」記載の施設について旅館業法上の廃止手続きを行い、保健所の受領印のある廃止届のコピーを添付すること
 - c. 契約解約通知書に記載する契約解約日は、廃止届に記載の廃止日以降の月末であること
10. オプション機能の利用について
 - a. オプション機能の課金開始は本条第 1 項の定めを適用するものとします。但し、オプション機能の利用終了が I D 納品日と同月の場合、当月 1 か月分の利用料をお支払いいただきます。
 - b. 甲または乙のいずれかが、オプション機能の利用契約を終了する旨の書面による意思表示を行った場合、当月末日をもってオプション利用契約は終了するものとします。

第 12 条（秘密保持義務）

甲及び乙は、相手方から提供された秘密情報を厳に秘密として保持し、本契約の利用目的に携わる情報受領者本人ならびに法人の場合、役員及び従業員を除き、第三者に対し、秘密情報及び秘密情報の複製物、二次的資料を開示、漏洩又は提供してはならないものとします。

第 13 条（個人情報の取扱い）

1. 甲は、ASP に関連する操作サポート、保守サービス又は動作検証を目的として、乙の管理するコンピューター内の ASP の領域に蓄積される個人情報（宿泊予約者情報を含むが、これに限らない）を含むデータを利用できるものとします。
2. 乙による ASP の使用に関連する個人情報（本条第 1 項の個人情報及び乙又は乙の関連会社等の担当者の氏名等の情報を含むが、これに限らない。以下、「個人情報」といいます）を、甲は厳に秘密として扱い、乙の同意がある場合を除き第三者に開示しないものとします。
3. 甲は、本条第 2 項に定める義務を履行するために、個人情報を、以下の各号に従い取り扱うものとします。
 - a. 個人情報に接する必要がある甲の役員及び従業員（従業員には甲の管理下で使用する社員、パートタイム労働者、派遣社員を含み、以下、「担当従業員」といいます）以外の者が接することのないように保管し、個人情報に接する甲の役員及び担当従業員に本契約に定める個人情報の保護義務の内容を知らしめ、遵守させるものとします。
 - b. 甲が業務提携又は業務委託を行う相手方に個人情報を開示する必要がある場合、本契約に基づき、甲が負担する義務と同等の義務を当該相手方に負担させるものとします。
 - c. 個人情報を利用して自ら生成する加工情報（電子データの場合を含むがこれに限らない）についても、本契約に基づき個人情報を取り扱う場合と同等の取扱いとします。
4. 甲は、個人情報の全般的な管理者として「個人情報保護管理者」を設置し、個人情報を適正に管理・運用するものとします。
5. 甲は、個人情報に関する乙の利用目的の通知・開示の請求、内容の訂正・追加・削除又は利用停止の要求、その他個人情報の取り扱いに関する相談・苦情などに対し、「顧客相談窓口責任者」を設置し速やかに対応するものとします。
6. 乙は個人情報を甲へ提供することを拒否することができるものとします。この場合、乙は、甲のサービス提供が制限される等の影響が生じることを了承するものとします。

第 14 条（公的機関からの問い合わせ及びその他の例外）

1. 甲は、第 12 条及び第 13 条の規定に関わらず、法令に基づく場合又は裁判所その他の公的機関から秘密情報及び個人情報の開示を命じられた場合は、当該秘密情報及び個人情報を開示することができるものとします。
2. 甲は、以下の各号については、第 12 条に定める秘密情報に該当しないものとします。
 - a. 乙から提供された時点において既に公知となっていた情報。
 - b. 乙から提供された時点において既に保有していた情報。
 - c. 乙から提供された後に、甲の責めに帰すべき事由により公知となった情報。
 - d. 乙から提供された秘密情報及び個人情報によることなく、甲の独自の開発により知得した情報。
 - e. 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に知得した情報。

第 15 条（ID 及びパスワードの発行）

1. 甲は乙に対して ASP の利用に関する ID 及びパスワード（以下、「ID 等」といいます）を発行するものとします。
2. 乙は ID 等を厳重に管理する義務を負うとともに、乙の従業員以外の第三者に対して ID 等の譲渡、貸与、開示等をしてはならないものとします。また、本項に違反したことにより生じた損害について、甲は一切の責任を負わないものとします。

第 16 条（再委託の禁止）

1. 甲は、本契約に基づき、乙の資産である個人情報を取扱う業務（以下、「本件取扱業務」といいます）の全部又は一部を第三者に再委託してはならないものとします。但し、甲が事前に第三者との間で次の各号の内容を含む契約を締結しているか、もしくは再委託先が乙指定の確認書を乙に提出した場合で、かつ、甲が事前の承諾を得た場合は、この限りでないものとします。
 - a. 委託業務の遂行に関して、当該第三者が知り得た乙に関する一切の情報（以下、「再委託先知得秘密情報」といいます）については、当該第三者が本契約に定める甲の秘密保持義務と同等の義務を負う旨。
 - b. 再委託先知得秘密情報に個人情報が含まれる場合には、当該第三者が本契約に定める甲の個人情報の保護義務と同等の義務を負う旨。
2. 甲は、本条第 1 項但書の規定により、本件取扱業務の全部又は一部を第三者に再委託する場合でも、本契約の当事者としての責任を免れないものとします。
3. 本条第 1 項但書の規定により、甲が第三者に本件取扱業務を再委託できる場合でも、甲が当該第三者に個人情報を開示できる場合は、再委託先が本件取扱業務を遂行するのに個人情報が必要な場合に限り、また開示できる個人情報の範囲は、再委託された本件取扱業務を遂行するのに必要な最小限のものに限るものとします。

第 17 条（対応）

1. 甲が、万一、個人情報の同意を得た範囲を超えて使用又は第三者に開示、漏洩した場合、乙に対し速やかにその旨を通知するものとし、その後の対応につき乙から指示があった場合には、かかる指示に従うものとします。
2. 本条第 1 項に定める乙から甲への指示は、個人情報の開示、漏洩により乙に発生した損害に対する甲への損害賠償請求を妨げるものではないものとします。

第 18 条（損害賠償）

1. 乙は、本契約の規定に違反したことによって、甲に損害を与えた場合、それにより生じた損害を賠償するものとします。
2. 乙は、本契約が終了又は解除されたあとであっても、本条第 1 項の賠償の義務を免れないものとします。

第 19 条（契約の解除）

1. 甲は、乙に次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、直ちに本サービスの提供を中止することができるものとし、また、乙に対して何らの通知・催促を要せず、将来に向かって本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
 - a. 重大な背信行為を行なった場合。
 - b. 支払い停止状態に陥った場合その他財産状態が悪化し、又はその虞があると認められる相当の事由がある場合。
 - c. 手形交換所の取引停止処分を受けた場合。
 - d. 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申出を受けた場合。
 - e. 破産、民事再生、会社更生もしくは特別清算等の申し立てを受け、又は自ら申し立てをした場合。
 - f. 法令違反、行政処分又は営業停止等のいずれかの処分を受けた場合。但し、上記の処分が解除又は終了した場合に本契約を再開することがある。
 - g. 天災地変などが発生し、甲が本契約の継続が困難と判断した場合。
 - h. 乙が第 5 条に定める利用料金の支払いを 2 ヶ月以上滞納した場合。
 - i. 本契約上の義務に違反し、甲の是正要求後 30 日以内に当該違反が治癒されない場合。
 - j. 第 21 条に反する事実が判明した場合。
2. 本条第 1 項の規定により本契約が解除された場合、甲は、乙に対し、残りの期間（月数）分の月額基本利用料にデータ処理料を加算のうえ請求し、乙は、契約終了日の翌月末日までに違約金として一括で支払うものとします。なお、この場合のデータ処理料は、契約終了日以前に ASP を経由して成立し、契約終了後にチェックアウト日を迎える予約代金合計額（予約金額の総額）の 70% 相当額を対象に計算するものとします。本項に定めるデータ処理料を甲が受領した後に対象の予約がキャンセルとなった場合においても、甲は受領済みのデータ処理料を乙へ返還することはいたしません。

第 20 条（契約内容の変更）

1. 甲は、乙の一般の利益に適合する限り、または、契約の目的に反せず、かつ合理的な変更である限り、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容、ならびに当該変更等の効力発生時期を、次項以下に定める方法によりあらかじめ通知することによって、本規約を変更することができるものとします。
2. 本契約内容の変更の効果は、甲が通知を行ってから、1 か月の後に発生するものとします。
3. 本条第 2 項に定める通知方法としては、ASP 上の【ヘルプ】>【お知らせ】に表示する方法又はメールで通知する方法によるものとします。

第 21 条（反社会的勢力の排除）

乙は、甲に対し、次の各号の事項に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

1. 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者、又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」といいます）ではないこと。
2. 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいいます）が反社会的勢力ではないこと。
3. 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。
4. 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - a. 甲に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
 - b. 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

第 22 条（契約終了後の効果）

本契約終了後も第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条、第 19 条、第 23 条及び第 24 条は効力を有するものとします。

第 23 条（管轄裁判所）

本契約について甲と乙との間において紛議が生じた場合は、その訴額に応じて東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第 24 条（協議）

本契約に定める事項及び定めのない事項に関して、疑義、紛争等が生じた場合は、甲乙間において誠実に協議を行い、理解と協力をもって、これにあたるものとします。

第 25 条（オプション機能「手間なし NEXT」のご利用にあたって）

1. 乙は、「手間なし NEXT」（以下、本システムという）を経由して宿泊サービスを予約した者（以下、「ユーザー」という）に対して、予約内容に相当する宿泊サービスを提供するものとします。
2. 乙は、本システムを経由してユーザーに対して、乙の宿泊約款その他宿泊サービスに関する規定に定める場合を除き、当該ユーザーの事前の同意なく、当該予約のキャンセル又は変更ができないものとします。乙は、乙の宿泊約款に従い、当該予約のキャンセル又は変更を行う場合には、乙の責任と負担において自ら当該ユーザーに連絡し、予約日時の変更、キャンセル又は変更等の案内を行うものとし、甲は一切の責を負わないものとします。
3. 乙は、本システムを経由してユーザーの宿泊サービス料金その他一切の債務の支払について、これがユーザーから直接乙に対して支払われること、

及び甲がこの支払に関与しないことを承諾するものとします。

4. トランザクションフィーの請求は、本システムを経由して成立した予約のチェックアウト日を基準に、チェックアウト日が属する月の末日を締日として行うものとし、乙は翌月末日までに甲へ支払うものとします。なお、トランザクションフィーは、甲の管理システムにて表示されるチェックアウト日に基づき計上されるものとします。

5. 本システムまたは ASP の契約を終了する場合、契約終了日以前に本システムを経由して成立し契約終了後にチェックアウト日を迎える予約については、甲は、当該予約代金の合計金額（予約金額の総額）の 70% 相当の金額に対してトランザクションフィーを請求し、乙は、契約終了日の翌月末日までに一括で支払うものとします。なお、本項に定めるトランザクションフィーを甲が受領した後に対象の予約がキャンセルとなった場合においても、甲は受領済みのトランザクションフィーを乙へ返還することはいたしません。

第 26 条（オプション機能「ノーショー決済機能」のご利用にあたって）

1. ノーショー決済オプション機能における決済処理サービスについては、ストライプジャパン株式会社（以下「Stripe 社」といいます）が主体者として直接提供し、乙は、別途、Stripe 社との Stripe Connect アカウント契約（Stripe 利用規約を含み、総称して「Stripe サービス契約」といいます）が必要となります。また、決済処理サービス利用にあたっては、決済ごとに手数料が発生します。

2. 乙は、Stripe サービス契約に則り決済処理サービスを利用するものとし、乙と Stripe 社との間で締結された Stripe サービス契約について、甲は一切の責任を負うことはありません。

3. 乙は、甲が Stripe 社に対し、乙が決済処理サービスを利用にあたり必要な取引情報を共有することを承諾するものとします。

4. 甲のサーバーでは、クレジットカード情報を別の文字列で置き換えたトークンのみが保管されます。甲はクレジットカード情報を保持しない為、クレジットカード情報に関するお問い合わせにはお答えできないことをあらかじめご了承ください。

第 27 条（オプション機能「DANTAI コネクト」のご利用にあたって）

1. 「DANTAI コネクト」（以下、本機能という）を経由して乙と旅行業者の間で行われた宿泊予約等の契約について、甲は何ら関与するものではなく、その内容および旅行業者による契約の遂行を甲は一切保証いたしません。

2. 本機能には、サードパーティサービスを利用した翻訳が含まれる場合があります。甲は、明示的か黙示的かを問わず、翻訳に関するすべての保証（正確性、信頼性、商品性、特定の目的への適合性、非侵害性を含む）を放棄するものとします。

3. 甲から乙へのトランザクションフィーの対象となる予約代金は、本機能上に表示される予約の総額（宿泊に限らず、プランに含まれる物品、チケット、アクティビティ、その他オプションなど全サービスが対象。また消費税・その他税・サービス料等を含む）となります。

4. トランザクションフィーの請求は、本機能上にて成立した予約のチェックアウト日を基準に、チェックアウト日が属する月の末日を締日として行うものとし、乙は翌月末日までに甲へ支払うものとします。なお、トランザクションフィーは、甲の管理システムにて表示されるチェックアウト日に基づき計上されるものとします。

5. 本機能または ASP の契約を終了する場合、契約終了日以前に本機能上で成立し契約終了後にチェックアウト日を迎える予約については、甲は、当該予約の合計金額（予約金額の総額）の 80% 相当の金額に対してトランザクションフィーを請求し、乙は、契約終了日の翌月末日までに一括で支払うものとします。なお、本項に定めるトランザクションフィーを甲が受領した後に対象の予約がキャンセルとなった場合においても、甲は受領済みのトランザクションフィーを乙へ返還することはいたしません。

第 28 条（オプション機能「キャンセル待ち機能」のご利用にあたって）

1. 「キャンセル待ち機能」（以下、本機能という）を経由して乙と乙の提供するサービスを予約した者の間で行われた宿泊予約等の契約およびその遂行について、甲は何ら関与しないものとし、一切の保証もいたしません。

2. 甲から乙へのトランザクションフィーの対象となる予約代金は、本機能上に表示される予約の総額（宿泊に限らず、プランに含まれる物品、チケット、アクティビティ、その他オプションなど全サービスが対象。また消費税・その他税・サービス料等を含む）となります。

3. トランザクションフィーの請求は、本機能上にて成立した予約のチェックアウト日を基準に、チェックアウト日が属する月の末日を締日として行うものとし、乙は翌月末日までに甲へ支払うものとします。なお、トランザクションフィーは、甲の管理システムにて表示されるチェックアウト日に基づき計上されるものとします。

4. 本機能または ASP の契約を終了する場合、契約終了日以前に本機能上で成立し契約終了後にチェックアウト日を迎える予約については、甲は、当該予約の合計金額（予約金額の総額）の 70% 相当の金額に対してトランザクションフィーを請求し、乙は、契約終了日の翌月末日までに一括で支払うものとします。なお、本項に定めるトランザクションフィーを甲が受領した後に対象の予約がキャンセルとなった場合においても、甲は受領済みのトランザクションフィーを乙へ返還することはいたしません。

第 29 条（オプション機能「ANA Universal MaaS」のご利用にあたって）

1. このオプション機能は、全日本空輸株式会社が運営する「Universal MaaS」の一部として当社が提供する宿泊施設のインターネット予約システム「ANA Universal MaaS」（以下、本システムという）を乙に対して提供し、乙が本システムに乙の宿泊施設を掲載し、本システムを経由して宿泊サービスを予約しようとする者（以下、「ユーザー」という）に宿泊予約システムを提供することを目的とします。

2. 本システムを通じて行った宿泊予約は、乙とユーザーとの間での契約となり、乙はユーザーに対して、その予約内容に相当するサービスを直接提供するものとします。

3. 乙は、本システムを経由してユーザーに対して、乙の宿泊約款その他宿泊サービスに関する規定に定める場合を除き、当該ユーザーの事前の同意なく、当該予約のキャンセル又は変更ができないものとします。乙は、乙の宿泊約款に従い、当該予約のキャンセル又は変更を行う場合には、乙の責任と負担において自ら当該ユーザーに連絡し、予約日時の変更、キャンセル又は変更等の案内を行うものとし、甲は一切の責を負わないものとします。

4. 乙は、本システムを経由してユーザーの宿泊サービス料金その他一切の債務の支払について、これがユーザーから直接乙に対して支払われること、及び甲がこの支払に関与しないことを承諾するものとします。

5. 乙は、本システムを経由して取得した個人情報について、法令に従って適切に管理するとともに、本人の同意なく第三者に提供しないものとします。また、以下の事由が生じた場合、直ちに当社へ通知するものとします。

- 要配慮個人情報が含まれる個人データの漏洩、滅失若しくは毀損（漏洩等）
- 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏洩等
- 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏洩等
- 個人データに係る本人の数が千人を超える漏洩等

6. 本オプションの利用料金は、本システムを経由して成立した宿泊予約の予約代金に基づくトランザクションフィーとします。トランザクションフィーの請求は、本システムを経由して成立した予約のチェックアウト日を基準に、チェックアウト日が属する月の末日を締日として行うものとし、乙は翌月末日までに甲へ支払うものとします。なお、トランザクションフィーは、甲の管理システムにて表示されるチェックアウト日に基づき計上されるものとします。

7. 本システムまたは ASP の契約を終了する場合、契約終了日以前に本システムを経由して成立し契約終了後にチェックアウト日を迎える予約については、甲は、当該予約代金の合計金額（予約金額の総額）の 70% 相当の金額に対してトランザクションフィーを請求し、乙は、契約終了日の翌月末日までに一括で支払うものとします。なお、本項に定めるトランザクションフィーを甲が受領した後に対象の予約がキャンセルとなった場合においても、甲は受領済みのトランザクションフィーを乙へ返還することはいたしません。